

【z266】放射線取扱手当

支給対象業務	手当の支給を受ける者の範囲				支給額
	所属公署（※－は指定なし）	病院等	企業局	技労職	
①エックス線その他の放射線を照射する作業に従事したとき ②前号に掲げる作業に準ずる作業として人事委員会規則で定めるもの（放射線の照射されている室内において行うエックス線その他の放射線を使用する診療を受ける患者の介添えの作業及び放射性同位元素の取扱いの作業）に従事したとき	診療放射線技師又はハイテクプラザに勤務する職員 上記の職員以外の職員 ※ 病院等に勤務する看護助手の場合は 放射線取扱補助作業手当 と呼称（240 円／日）	該当		※ 看護助手	円／日 240 ※ 診療放射線技師のうち給料の調整額の支給を受けない職員にあつては 1,340 円